

労働政策審議会 勤労者生活分科会（第34回）	参考資料 1
令和 7 年 3 月 26 日	

## 令和 7 年度税制改正の大綱（抄）（令和 6 年 12 月 27 日閣議決定）

<p>一 個人所得課税</p> <p>2 金融・証券税制</p> <p>（国 税）</p> <p>〔延長・拡充等〕</p> <p>（6）勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度について、その利子所得等が非課税とされる適格払出しの範囲に、床面積が 40 m<sup>2</sup>以上 50 m<sup>2</sup>未満の認定住宅等（認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいう。）のうち令和 7 年 12 月 31 日までに建築確認を受けたものの新築等に係る費用の支払のための払出しを加える。</p>
--

### 参照条文

#### ○ 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）（抄）

（勤労者財産形成貯蓄契約等）

第六条 この法律において「勤労者財産形成貯蓄契約」とは、勤労者が締結した次に掲げる契約（勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約に該当するものを除く。）をいう。

2～3 （略）

4 この法律において「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」とは、五十五歳未満の勤労者が締結した次に掲げる契約をいう。

一 金融機関等を相手方とする預貯金等の預入等に関する契約で、次の要件を満たすもの

イ （略）

ロ 当該契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等に係る金銭の全部又は一部は、政令で定めるところにより、持家としての住宅の取得又は持家である住宅の増改築等（増築、改築その他の工事で政令で定めるものをいう。）（以下この項において「持家の取得等」という。）のための対価の全部若しくは一部でその持家の取得等の時に支払われるもの（以下この項において「頭金等」という。）の全部若しくは一部の支払又は持家の取得等のために必要なその他の金銭の支払で政令で定めるものに充てられるものであること。

ハ～ホ （略）

二・三 （略）

5～9 (略)

○ 勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）（抄）

（預貯金等及びこれに係る利子等の払出し等の方法）

第十四条 勤労者が、勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等に係る金銭を法第六条第四項第一号ロに規定する頭金等その他第十四条の三に定める金銭の支払に充てようとするときは、当該預貯金等及びこれに係る利子等の払出し、譲渡又は償還（以下この条において「払出し等」という。）は、次のいずれかの方法により行わなければならない。

一～三 (略)

2 前項の住宅（持家として取得するものに限る。）に係る床面積、建築後の経過年数その他必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（保険金等の支払の方法）

第十四条の九 勤労者が、勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく保険金又は共済金に係る金銭及び前条各号に掲げる金銭（以下この条において「保険金等」という。）を法第六条第四項第二号ハに規定する頭金等その他次条に定める金銭の支払に充てようとするときは、当該契約に基づく保険金等の支払は、次のいずれかの方法により行わなければならない。

一～三 (略)

2 第十四条第二項の規定は、前項の住宅（持家として取得するものに限る。）について準用する。

（満期返戻金等の支払の方法）

第十四条の十六 勤労者が、勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく満期返戻金に係る金銭及び前条各号に掲げる金銭（以下この項において「満期返戻金等」という。）を法第六条第四項第三号ハに規定する頭金等その他次条に定める金銭の支払に充てようとするときは、当該契約に基づく満期返戻金等の支払は、次のいずれかの方法により行わなければならない。

一～三 (略)

2 第十四条第二項の規定は、前項の住宅（持家として取得するものに限る。）について準用する。

○ 勤労者財産形成促進法施行規則（昭和四十六年労働省令第二十七号）（抄）

（住宅の要件）

第一条の十四 令第十四条第二項（令第十四条の九第二項及び第十四条の十六

第二項において準用する場合を含む。)に規定する住宅に係る厚生労働省令で定める床面積、経過年数その他必要な事項は、当該住宅が次に掲げる要件を満たすものであることとする。

一 床面積が五十平方メートル以上であること(勤労者が当該住宅の新築又は当該住宅で建築後使用されたことのないものの取得をした場合であつて、当該住宅が次に掲げるいずれかのものであるときは、床面積が四十平方メートル以上であること。)

イ 令和五年十二月三十一日までに建築基準法第六条第一項の規定による確認(口において「建築確認」という。)を受けたもの

ロ 租税特別措置法第四十一条第二十一項各号に掲げるものであつて、令和六年一月一日から令和六年十二月三十一日までの間に建築確認を受けたもの

二・三 (略)

#### ○ 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)(抄)

※「所得税法等の一部を改正する法律案」による改正後の条文  
(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除)

第四十一条 (略)

2~20 (略)

21 個人が、国内において、特例認定住宅等(小規模居住用家屋に該当する家屋で次に掲げるもののうち令和七年十二月三十一日以前に建築確認を受けているものをいう。以下この項において同じ。)の新築又は特例認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得(以下この項において「特例認定住宅等の新築等」という。)をした場合には、(中略)

一 住宅の用に供する長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十一条第一項に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で政令で定めるもの

二 住宅の用に供する都市の低炭素化の促進に関する法律第二条第三項に規定する低炭素建築物に該当する家屋で政令で定めるもの又は同法第十六条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第九条第一項に規定する特定建築物に該当する家屋で政令で定めるもの

三 前二号に掲げる家屋以外の家屋で、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋として政令で定めるもの

四 前三号に掲げる家屋以外の家屋で、エネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋として政令で定めるもの

22~40 (略)